

## ○可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例

平成 7 年 3 月 2 8 日  
可茂衛生施設利用組合条例第 2 号

改正 平成11年 3 月31日組合条例第 7 号

令和 2 年 1 月 6 日組合条例第 2 号

令和 7 年 3 月31日組合条例第 2 号

可茂衛生施設利用組合職員の給与に関する条例（昭和49年可茂衛生施設利用組合条例第 5 条）の全部を改正する。

第 1 条 可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関しては、可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児市条例第15号。以下「可児市条例」という。）の例による。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、可児市条例第22条第 1 項に定める当該職員の勤務成績は、基準日前における直近の勤務成績とする。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月31日組合条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 6 日組合条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年組合条例第 2 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。